第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号Q_n中「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同号算式の符号Q_nを同号算式の符号S_nとする。

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号P_{18}中「0.0200」を「0.0568」に、「0.0180」を「0.1008」に改め、同号算式の符号P_{20}の次に次のように加える。

P_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0154 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0145
Q_n	平成21年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（過疎対策事業債及び平成21年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校の公共施設等地上デジタル放送移行対策事業に係るものの額
R_{21}	ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0051 イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0050

第十二条第六項の表市町村の項第九号を次のように改める。

九　中学校費	学級数	算式 $\dfrac{B+C\times0.7+D\times0.5+E\times0.5+F\times0.3+\sum_{n=12}^{21}(G_n\times H_n)}{+\sum_{n=12}^{21}(I_n\times J_n)+\sum_{n=12}^{21}(K_n\times L_n)+\sum_{n=14}^{21}(M_n\times N_n)+\sum_{n=18}^{21}}$ $\dfrac{}{1{,}215{,}000円\times A}$ $(O_n\times P_n)+\sum_{n=21}^{21}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=21}^{21}(S_n\times T_n)+\sum_{n=18}^{21}(U_n\times$ $V_n)+\sum_{n=20}^{21}(W_n\times X_n)+Y\times0.6+Z$ 算式の符号 A　測定単位の数値 B　大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わつて独立行政法人都市再生機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）又は住宅金融公庫の宅造融資をうけた者（以下「立替施行者」という。）が立替施行をした中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下、同じ。）の施設（用地を含む。）の譲受代金（当該市町村が当該中学校を建設したとみなした場合に一般財源所要額として基準財政需要額に算入されるべき地方負担額又は当該地方負担額に別表第三の十三に定める率を乗じて得た額）の当該年度における年次支払額（当該中学校の建設に係る当該市町村と立替施行者との譲受代金の支払契約の例により算定した当該年度の支払額）として都道府県知事の申告に基づき総務大臣が通知した額 C　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に充てるため平成３年度以前及び平成６年度から平成11年度までの間において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、昭和46年度、昭和47年度、昭和50年度から昭和62年度まで、平成２年度、平成３年度及び平成６年度から平成11年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和50年度から昭和57年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和50年度補正予算債、昭和52年度補正予算債、昭和53年度補正予算債、平成６年度から平成11年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債並びにＢにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金 D　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成４年度及び平成５年度に発行を許可された地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、平成４年度及び平成５年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、平成４年度補正予算債及び平成５年度補正予算債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びにＢにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係るものを除く。）のうち市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金 E　市町村立の中学校の大規模改造事業の地方単独分に係る経費に充てるため平成４年度から平成11年度までの各年度において発行を許可された学校教育施設等整備事業債等の当該年度の元利償還金 F　昭和63年度から平成３年度までの各年度及び平成６年度から平成11年度までの間において発行について許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債等（公害防止事業債、臨時財政特例債及びＢにおいて別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした中学校に係る地方債を除く。）のうち政府資金に係るもの（ただし、平成11年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものについてはこの限りではない。）で市町村立の中学校に係るものの当該年度における元利償還金 G_n　義務教育諸学校施設費国庫負担法第３条第１項（第３号を除く。）に規定する施設に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債、